

RIO ネットワークのメンバー

1. AMED から研究資金の配分を受けている研究機関の次の者

① 研究倫理教育責任者

定義：所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することへの責任と権限を持つ者

- ・内閣府「国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成29年3月1日制定）における「研究倫理教育に関する責任者」
- ・文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）における「研究倫理教育責任者」
- ・厚生労働省「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日制定、平成29年2月23日一部改正）における「研究倫理教育責任者」
- ・経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正）における「研究倫理教育に関する責任者」

など

② コンプライアンス推進責任者

定義：機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者

- ・内閣府「国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成29年3月1日制定）における「部局責任者」
- ・文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）における「コンプライアンス推進責任者」
- ・厚生労働省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日制定）における「コンプライアンス推進責任者」
- ・経済産業省「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正）」における「部局責任者」

など

③ 研究活動における不正防止の教育研修に携わっている者（教員、事務局）など、研究不正防止関係者

④ 研究費の不正使用防止に携わっている者

なお、①と②を合わせて「研究公正責任者」（Research Integrity Officer: RIO）と呼ぶことにします。また、③と④を合わせて「研究公正担当者」と呼ぶことにします。

2. 研究活動における不正防止あるいは研究費の不正使用防止に関する活動を行っている者